

## 史跡古津八幡山遺跡保存活用計画検討委員会開催要綱

### (目的)

第1条 史跡古津八幡山遺跡保存活用計画について、市民、関係行政機関、関係団体、学識経験者から幅広い意見を聴取することを目的として、史跡古津八幡山遺跡保存活用計画検討委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

### (開催期間)

第2条 委員会の開催期間は、平成29年3月31日までとする。

### (委員構成)

第3条 委員会は、委員15人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

(1) 知識経験を有する者、関係行政機関の職員、関係団体の職員、その他市長が必要とする者

### (任期)

第4条 委員の任期は、平成29年3月31日までとする。

### (委員長)

第5条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会の進行を行う。

3 委員長が欠けたとき、または委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、必要の都度市長が招集する。

2 市長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見または説明を聞くことができる。

3 委員会の会議は公開とする。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、新潟市文化財センターにおいて処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日等)

1. この要綱は、平成27年11月 1日から施行する。

2. この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。